

京都府告示第210号

青少年の健全な育成に関する条例（昭和56年京都府条例第2号。以下「条例」という。）第13条の2第1項の規定により、次の図書類を青少年に有害な図書類として指定する。

平成29年4月4日

京都府知事 山 田 啓 二

指定番号	種類	名 称	発 行 所 等	指 定 理 由
1	雑誌	欲求不満な発情妻のナイショの時間♥	株式会社竹書房	条例第13条の2第1項第1号該当
2	〃	隣のお姉ちゃんはエッチしたい♥ ～憧れの義姉と従姉の生ハメ事情♥～	〃	〃
3	〃	実録美形しろくと美人妻淫乱日記	株式会社一水社	〃
4	〃	やりたい彼女の淫らなおねだり	株式会社コアマガジン	〃
5	〃	激裏情報ゲキペディア	株式会社三オブックス	条例第13条の2第1項第3号該当